

年頭にあたって～「前例踏襲主義」や「指示待ち人間」に陥らぬために

今日は、新たな年を迎えるため仕事に臨む基本的な考え方や取り組みの姿勢などについてお話ししたいと思います。

冒頭の「前例踏襲主義」や「指示待ち人間」という言葉は、聞いたことがある方もいるかもしれません、私が鮮明に記憶しているのは、私が県に奉職していた時に、新たに知事となられた岡崎洋知事がこれらのことについて、折に触れて仰っていたことです。

その当時は、地方分権推進法が制定されるなど、国から地方への権限委譲の機運が高まり、その数年後には、地方分権一括法により、国から地方への機関委任事務（地方自治体が国の機関として行っていた事務）が廃止されるなど、国と地方の関りなど地方自治制度そのものが大きく変化した時代にあたっていました。

当時の機関委任事務については、都道府県の事務の約7割を占めていたと言われており、都道府県は、国の指導・監督のもと、それらの事務を行っていたことになります。そのため、仕事の進め方については、国の定めた指針やマニュアルなどに基づき行つていれば良かったわけですが、地方分権一括法施行後は、多くの事務が自治事務とされ、都道府県がそれぞれにその方針やマニュアル等を定め、自らの責任で行政を行うことになったわけです。

こうした状況のもと、それまでの仕事のやり方では、新しい時代の行政に対応できることを見据え、岡崎知事は、冒頭の警句を折に触れて発せられていたのだと思います。もとより、これらの大幅な変革がなされた背景には、地方がそれぞれ創意工夫をしながら、地域の振興を図っていくという方向性があったからでもあり、そのためには、「前例踏襲主義」や「指示待ち人間」に陥らず、職員それが、行政マンとして自ら考え、行動して欲しいという岡崎知事の思いも込められていたものと考えています。私も微力ながら、これらのこと念頭において仕事を進める気構えだけは持ってきたつもりです。

翻って、当財団についてみれば、今までお話した状況と多少似通ったものがあるように思います。ご存じのとおり、当財団は昨年の4月に、それまでの「移行法人」から、文字通り「一般財団法人」となりました。これは、県の指導、監督を離れ、自由な活動の幅が広がったとも言えますが、一方で、自ら考え、行動しなければならなくなつたとも言えます。「自由」には「責任」が伴うわけで、それは職員一人ひとり、組織全体で取り組まなければならない課題ともいえます。その際に、先ず念頭において欲しいことは、冒頭の「前例踏襲主義」や「指示待ち人間」に陥らぬということです。そのため、仕事について、その根拠や内容を、自分なりにしっかりと確認、理解することが大事であり、漫然と「前例通りにやっていればよい」という考え方や姿勢は、とまれ改める必要があります。

また、職員は、その担当事務については、経験の差があるとはいって、基本的にその仕事の「精通者」であるべきです。上司の指示がなければ行動しないとか、あらかじめ自らの仕事の枠を決めてしまうような「指示待ち人間」的姿勢を改め、自ら考え、自発的に職務に取り組んでいく姿勢がなければ、ただ単に機械的に仕事を流しているだけで、本当の意味での「精通者」になることは難しく、ひいては新たな事象に、主体的に対応する能力が育たず、その後のキャリアの形成等にも繋がらないものと思います。

最後になりましたが、関係各位におかれましては、本年もご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年(2026年)1月



一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービス
理 事 長 松 井 聰 明